

別紙 請求期間別算定方法一覧 (地方公務員等共済組合法第68条第1項に基づく給付)

給付対象日	支給開始日	標準報酬の定められている月	算出方法
平成27年9月まで	—	—	傷病手当金を支給する月の給料月額/22(給付日額算出時に1.25を乗じる)
平成27年10月から 平成28年3月まで	—	—	傷病手当金を支給する月の標準報酬月額/22
平成28年4月から	平成27年9月30日 まで	支給開始前期間が12月以上	H27.10時点の標準報酬月額/22
		支給開始前期間が12月未満	以下の①②のいずれか低い額 ①H27.10時点の標準報酬月額/22 ②H27年度の組合平均標準報酬月額/22
	平成27年10月1日 から 平成28年8月31日 まで	支給開始前期間が12月以上	(H27.10～支給開始月の標報月額合計/月数)/22
		支給開始前期間が12月未満かつ 資格取得日<=平成27年9月30日	以下の①②のいずれか低い額 ①(H27.10～支給開始月の標報月額合計/月数)/22 ②H27年度の組合平均標準報酬月額/22
		支給開始前期間が12月未満かつ 資格取得日>=平成27年10月1日	以下の①②のいずれか低い額 ①(支給開始月以前の標報月額合計/月数)/22 ②H27年度の組合平均標準報酬月額/22
	平成28年9月1日 から	支給開始前期間が12月以上	(支給開始日の属する月以前の継続した12月分合計/12)/22
		支給開始前期間が12月未満	※1に該当

※1 支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間において、「標準報酬の月額が定められている月」が12月に満たない場合には、次のいずれか低い額を算定の基礎とする。

- ① 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額の22分の1に相当する金額
- ② 前年度9月30日(平成28年度においては、前年度10月1日)における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員(任意継続組合員含む)の平均標準報酬月額の22分の1に相当する金額